

犯罪被害者等施策の推進状況

犯罪被害者週間国民のつどい2007.12.1
内閣府犯罪被害者等施策推進室長 荒木二郎

はじめに

1 犯罪被害者基本法の成立(2004.12)

0 3つの基本理念

「被害者の個人としての尊厳、尊厳にふさわしい処遇を受ける権利」

「個別の状況に応じた施策の実施」

「平穏な生活を営めるようになるまでの途切れのない支援」

0 国、地方公共団体、国民の責務、基本計画の制定を規定

0 犯罪被害者等施策推進会議(官房長官を会長、関係大臣と有識者からなる)による重要事項の審議、施策の実施状況の検証、評価、監視

2 犯罪被害者等基本計画の策定(2005.12)

5つの重点事項に沿って258の施策

「損害回復、経済的支援等への取組」

「精神的・身体的被害の回復・防止への取組」等

3 3つの検討会の開催ととりまとめ(2006.4～2007.11)

0 「経済的援助に関する検討会」

・給付金の抜本的拡充

最高額を自賠償並みに(遺族給付金1500万円余から約3000万円へ)

収入の低い若年の重度後遺障害者、扶養の多い遺族に配慮

・精神的被害に対する高度医療を受けやすくするため診療報酬の検討等

・無差別大量テロ事件の際、政府による迅速かつ事案に応じた適切な救済

・被害者が刑事裁判に参加する場合の公費による弁護士選任

0 「支援連携に関する検討会」

・犯罪被害者支援ハンドブック(仮称)の作成と備付け

・負担軽減のための「犯罪被害申告票(仮称)」の作成

・全国被害者支援ネットワークによる民間支援員の研修、資格認定制度

・支援全体をマネージするコーディネーターの研修、育成

0 「民間団体援助に関する検討会」

- ・事業が適切に推進できるよう、早期援助団体等の民間団体への援助拡充
- ・地方公共団体の取組み強化支援のためのモデル事業等の実施
- ・民間資金の活用
- ・被害者の視点に立った支援の評価

4 犯罪被害者等施策の推進状況

0 損害回復、経済的支援への取組

- ・緊急避妊、診断書料等について公費で支出
- ・公営住宅への被害者の優先入居
- ・損害賠償命令制度の創設(刑事裁判の結果を民事に反映)

0 精神的、身体的被害の回復・防止への取組

- ・検察庁、裁判所において被害者専用待合室の整備
- ・DV法の改正による保護命令の拡充
- ・児童虐待防止法の改正による立入り調査等の強化

0 刑事手続きへの関与拡充の取組

- ・刑事裁判に被害者が参加する制度の創設、公費による弁護士選任
- ・被害者による公判記録の謄写、閲覧の範囲拡大
- ・仮釈放時に被害者等の意見を聴取する制度の導入

0 支援等のための体制整備への取組

- ・全都道府県に被害者施策窓口、28の道府県等に総合対応窓口
- ・被害者専用ダイヤルなど日本司法支援センター(法テラス)の運用開始

0 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

- ・犯罪被害者白書の国会報告
- ・犯罪被害者週間の実施(毎年11.25～12.1中央大会、地方大会)
- ・犯罪被害者等に関する国民意識調査の実施、中学生向けDVD等の作成
- ・民間団体の広報啓発への協力

おわりに